

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>環境農林水産部 農政室</p>	<p>過年度に市に無償譲渡した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="454 527 1433 657"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神於山ポンプ場</td> <td>揚排水施設（農業）</td> <td>3個</td> <td>1,266,000円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得価額	神於山ポンプ場	揚排水施設（農業）	3個	1,266,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 （5） 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>検出事項の原因は、公有財産台帳からの除却処理等、公有財産台帳等管理システムの入力が、担当者任せになっていたことによる。</p> <p>是正を求められた事項については、公有財産台帳等管理システムで入力制限の解除となった9月25日に作業を行い、公有財産台帳から除却処理を行った。</p> <p>今後は、毎年9月に財産活用課からシステム入力開始の通知が届くため、その時期に除却処理がなされていない財産が無いかを確認する。また、除却処理した財産については、システム入力にミスが無いか複数人で確認する。</p>
財産名称	種目	数量	取得価額								
神於山ポンプ場	揚排水施設（農業）	3個	1,266,000円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月2日から同月28日まで）